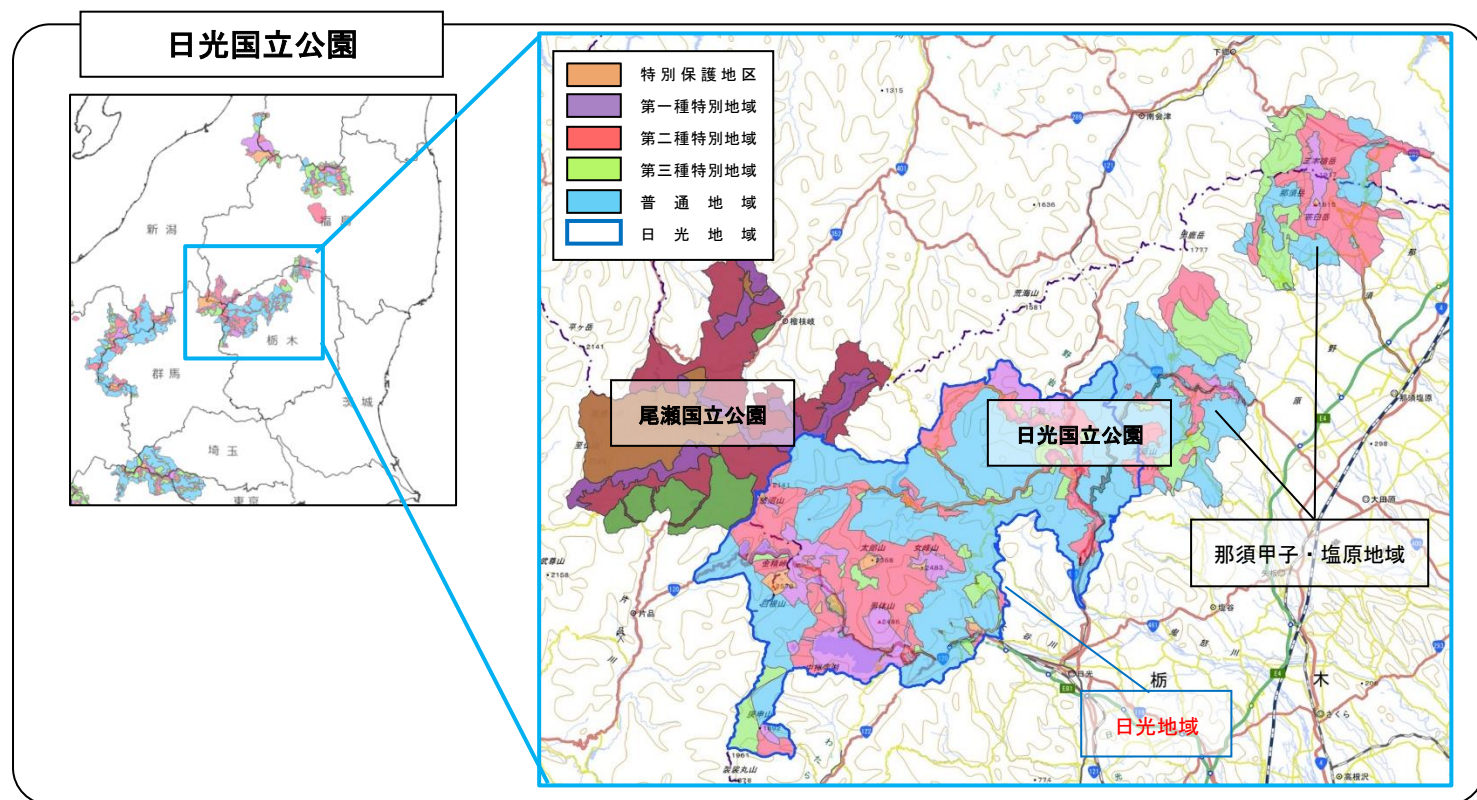


日光国立公園（日光地域）の公園計画の変更及び 生態系維持回復事業計画の策定に関する 意見の募集（パブリックコメント）について

1. 背景

日光国立公園日光地域（以下、「日光地域」という。）は、栃木県日光市及び群馬県片品村にまたがり、日光国立公園の西部に位置し、尾瀬国立公園と接しています。本公園最高峰の白根山をはじめ、男体山、女峰山など 2,000m を超える山々が連なり、針葉樹林やミズナラ林等の森林に覆われているほか、中禅寺湖、湯ノ湖等の湖沼、我が国を代表する名瀑である華厳ノ滝をはじめとした多数の瀑布、貴重な湿原植生が見られます。本公園は、昭和 9 年に指定され、その後、昭和 25 年 9 月 22 日に区域が拡張され、那須甲子・塩原、藤原、栗山及び足尾地区が加えられました。平成 19 年 8 月 30 日には、尾瀬国立公園の指定に伴って、尾瀬地域が公園区域から削除されたため、本公園は日光地域と那須甲子・塩原地域から構成されています。これまでに昭和 60 年に全般的な見直しを行い、平成 4 年、平成 11 年、平成 18 年及び平成 20 年に点検が行われています。

今回の一部変更では、ニホンジカの分布拡大による生態系への影響に対応するため、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づいて、公園計画の変更及び生態系維持回復事業計画の策定を行うものです。



2. 変更案のポイント

日光地域においてニホンジカの増加による希少植物等への影響が生じていることから、公園計画に生態系維持回復計画を位置づけるとともに、新たに「日光国立公園日光地域生態系維持回復事業計画」を策定します。

3. 公園計画の変更案の詳細

- 生態系維持回復事業計画

追加：日光国立公園日光地域生態系維持回復事業計画（日光地域全域）

4. 生態系維持回復事業計画について

- ・生態系維持回復事業計画の名称
日光国立公園日光地域生態系維持回復事業計画
- ・生態系維持回復事業計画の策定者
農林水産省、環境省
- ・生態系維持回復事業計画の計画期間
告示日から下記の目標が達成されるまでとします。
- ・生態系維持回復事業の目標
尾瀬国立公園との広域連携を図りながら、関係機関が相互に連携・協力することにより、日光地域におけるニホンジカの生息密度を低減させ、適切な生息密度を保つことにより、健全な植生の維持・更新に支障がない状態を維持することを目標とする。日光地域生態系維持回復計画を新たに策定します。
- ・生態系維持回復事業を行う区域
日光国立公園日光地域全域
- ・生態系維持回復事業の内容（省略）
- ・生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項（省略）

5. 意見提出手続

（１）問合せ先

ア 環境省自然環境局国立公園課

東京都千代田区霞が関 1-2-2 / 電話 03-5521-8279

イ 環境省関東地方環境事務所国立公園課

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階
／電話 048-600-0516

（２）意見募集対象

ア 日光国立公園（日光地域）の公園計画の変更案

資料「日光国立公園（日光地域） 公園計画変更書〔一部変更〕（環境省原案）」

イ 日光国立公園における日光地域生態系維持回復事業計画の案

資料「日光国立公園 日光地域生態系維持回復事業計画書（環境省原案）」

（３）資料（変更案）の入手方法

変更案及びその概要は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、（１）の問合せ先で閲覧することができます。

（４）意見提出期間

令和 2 年 11 月 4 日（水）から 11 月 17 日（火）までの 14 日間

（５）意見提出先

環境省自然環境局国立公園課

(6) 意見提出方法

ア 郵送の場合： 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

※締め切り日当日消印まで有効

イ F A X の場合： 03-3595-1716

ウ 電子メールの場合： shizen-kouen@env.go.jp

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルに意見を記載して提出することは、御遠慮ください。

<意見提出に関する共通留意事項>

- ・件名に必ず、「日光国立公園（日光地域）の公園計画等の変更への意見」又は、「日光国立公園における日光地域生態系維持回復事業計画への意見」と記載してください。
- ・本文の様式は問いません。
- ・意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号・F A X 番号・メールアドレスを御記入ください（これらの記入がないものは無効となります。）。氏名、住所、電話番号、F A X 番号・メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。
- ・ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。
- ・電話での意見は受けかねますので御了承ください。

6. 提出された御意見の取扱い

提出された御意見は、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

7. 今後の主なスケジュール（予定）

令和2年11月 提出された意見を取りまとめた上、公表

令和3年 1月 中央環境審議会に変更案を諮問・答申

令和3年 2月 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

<掲載資料>

1. 日光国立公園（日光地域） 公園計画変更書〔一部変更〕（環境省原案）
2. 日光国立公園日光地域生態系維持回復事業計画（環境省原案）

令和2年11月4日（水）

環境省 自然環境局 国立公園課

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8279

課 長 熊倉 基之（内線 6440）

課長補佐 中山 直樹（内線 6650）

係 長 安藤 祐樹（内線 6694）

木村 慈延（内線 6690）